

新入職員の皆さん、 医療センターへ、ようこそ！

4月5日（火）新入職員組合説明会を開催



新入職員の研修期間の昼休みを利用して、D3 講義室で組合説明会を実施しました。組合が用意した弁当を新入職員に配り、ムービーで労働組合の存在意義や取り組んでいることや、組合が提供する様々な福利厚生などを紹介しました。新入職員の皆さん貴重な時間をありがとうございました。これからもよろしくお願ひします。

看護職員等処遇改善始まる

10月以降のさらなる改善を求めていこう！

◎看護職員と共に働く看護補助者はなぜ対象外？コメディカルは

政府の肝いりで始まった「処遇改善事業」は、一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提とし、段階的に収入を3%程度引き上げるとし、まずは収入を1%程度(月額4,000円)を引き上げるための措置を今年2月から前倒しで実施するといったものでした。国の指針では処遇改善の対象に看護職員以外のコメディカルも加えることができるとなっていますが、組合の当院で働く全ての職員をとの要求に対し、病院の回答は「処遇改善の対象は会計年度任用職員を含む看護職員(看護師・助産師)」との回答でした。対象を増やしても補助額は増えないとの理由ですが、看護の現場で働く看護補助者が対象外であること、また看護職員は責任の重さに比して賃金が低く、人手不足で過重労働の中、心身ともに疲れ切って辞めていくといった問題は春闘の課題として協議していきます。

◎処遇改善は、常勤では調整数の変更による調整額の引き上げで。

常勤の対象の看護職員は調整数の変更による調整額引き上げ、対象の会計年度任用職員は常勤の調整額等を算出の基礎としています。2月からの改善が補助の条件のため、2月、3月増額分はいずれも昨年度内にまとめて支給され、4月から9月までは改善後の調整額が適応されます(裏面の表参照)。また調整額は基本給の一部となるため、地域手当と6月支給の期末勤勉手当にも反映されます。10月以降は令和4年度診療報酬改定等の内容を踏まえ、別途提案としていますが、今回の処遇改善は継続が前提であるため、さらなる調整額の増額を求めていきます。

◎会計年度任用職員の期末手当削減回避

人事院勧告に伴い、会計年度任用職員の令和4年度の期末手当は支給月数を「2.40月」としていたところ、市の給与水準に合わせて、期末手当支給月数が「2.50月」となりました。

<看護職員の処遇改善内容>

<令和4年2~3月>企業医療職給料表 (3)

	調整基本額	改善前		改善後	
		調整数	調整額	調整数	調整額
1級	7,500円	1.0	7,500円	1.4	10,500円
2級	8,400円	1.0	8,400円	1.4	11,760円
3級	10,000円	1.0	10,000円	1.4	14,000円
4級	10,900円	1.0	10,900円	1.4	15,260円
5級	11,300円	1.0	11,300円	1.4	15,820円
6級	12,600円	1.0	12,600円	1.4	17,640円
7級	13,300円	1.0	13,300円	1.4	18,620円

<令和4年4~9月>企業医療職給料表 (3)

	調整基本額	改善前		改善後	
		調整数	調整額	調整数	調整額
1級	7,500円	1.0	7,500円	1.3	9,750円
2級	8,400円	1.0	8,400円	1.3	10,920円
3級	10,000円	1.0	10,000円	1.3	13,000円
4級	10,900円	1.0	10,900円	1.3	14,170円
5級	11,300円	1.0	11,300円	1.3	14,690円
6級	12,600円	1.0	12,600円	1.3	16,380円
7級	13,300円	1.0	13,300円	1.3	17,290円

21 人事院勧告の削減勧告を踏まえて行われた一時金の削減分(0.15 月分)はどこにいったのでしょうか。処遇改善ならばこれらを活用し、看護補助者、理学療法士、作業療法士、放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士も処遇改善ができないのか。春闘を通して要求していきます。



会計年度任用職員の時給単価

	時給(単価1~5)	時給(単価1~5)	
		改善前	令和4年2~3月
看護師A	1.683~1.712円	1.704~1.733円	1.699~1.728円
看護師B	1.739~1.761円	1.760~1.782円	1.754~1.777円
看護師(夜勤専従)	2.153~2.160円	2.173~2.181円	2.168~2.176円
助産師A	1.705~1.732円	1.725~1.753円	1.720~1.748円
助産師B	1.756~1.779円	1.776~1.800円	1.771~1.794円

◎休暇制度の見直し。不妊治療最大12日、無給特別休暇が有給など

人事院勧告等に伴う休暇制度の変更があり、不妊治療では最大12日もの特別休暇が取得可能に。また会計年度任用職員は出産、育児について特別休暇の有給化・新設等改善されました。

常勤職員

内容	区分	概要・日数
不妊治療休暇	職務専念義務免除 ⇒特別休暇	不妊治療に係る通院等のため1年度において最大6日 (体外受精及び顕微受精の場合にあっては最大12日)

会計年度任用職員

内容	区分	概要・日数
不妊治療休暇	特別休暇 無給⇒有給	不妊治療に係る通院等のため 1年度において最大6日 (体外受精及び顕微受精の場合にあっては最大12日)
産前休暇	特別休暇 無給⇒有給	8週間以内に出産する予定の場合 (多胎妊娠の場合は14週間)
産後休暇	特別休暇 無給⇒有給	出産の翌日から8週間を経過するまでの期間
配偶者の出産休暇	[新設] 特別休暇(有給)	配偶者が出産のため入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの間 最大3日
職員の育児参加休暇	[新設] 特別休暇(有給)	配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日からその出産の日後8週間を経過する日までの間 最大5日
育児休業 介護休暇・介	要件緩和	「引き続き在職した期間が1年以上である」要件の削除

